

安心して

暮らし続けるための



介護 情報

生協あじまの家指定居宅介護支援事業所
管理者 主任ケアマネジャー 大曾 恵子

総合事業を利用するには？

総合事業は、65歳以上の方ならどなたでも利用ができます。相談窓口は、お住まいの地域にある地域包括支援センター（いきいき支援センター）やケアマネジャーのいる居宅介護支援事業所です。出かけられなければ、電話でも相談できます。本人でも家族からでもかまいません。

相談内容から基本チェックリスト、もしくは介護認定申請の必要があるか提案します。

ご本人の状況を確認し、基本チェックリストにより事業対象者と判定されれば、介護予防ケアマネジメントによりその方に必要なサービスは何か提案します。総合事業のサービスは、訪問サービス（ヘルパー）、通所サービス（デイサービス等）、生活支援サービス（配食）などのサービスがあります。

今回は、総合事業のサービスには何があるかお話しします。

